【中間前金払請求の流れ】

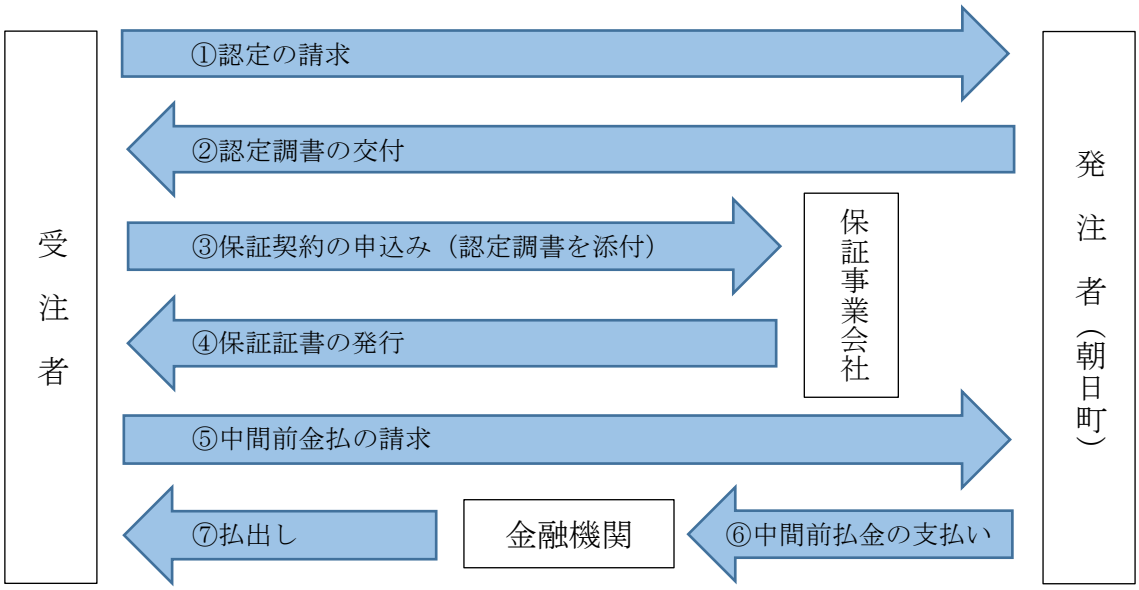

① 認定の請求

受注者は、中間前金払を請求しようとするときは、あらかじめ中間前金払認定請求書に工事履行状況報告書を添付して発注者に提出し、中間前金払に関する認定の請求をします。

② 認定調書の交付

発注者は、提出された中間前金払認定請求書の内容について審査を行い、認定要件を満たしている場合は、受注者に対して中間前金払認定調書を交付します。

③ 保証契約の申込み

受注者は、保証事業会社に対して、発注者から交付された中間前金払認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申し込みをします。

④ 保証証書の発行

保証事業会社と保証契約を締結することにより中間前払金保証に係る保証証書が受注者に発行されます。

⑤ 中間前金払の請求

受注者は、請求書に保証証書（原本）を添付して発注者に提出します。

⑥ 中間前金払の支払い

発注者は、受注者の指定する口座へ中間前払金を振り込みます。

⑦ 払出し

受注者は、中間前払金が振り込まれた金融機関に払い出しを請求し、金融機関が保証事業会社との委託契約に基づき受注者へ中間前払金を支払います。